

宝塚市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）および株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、宝塚市内における地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互の連携を強化し、双方の資源を有効に活用した協働活動を推進することにより、宝塚市内の地域活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（前提）

第2条 乙は、直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」といい、直営店方式のセブン-イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン-イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、宝塚市内の直営店および乙の推奨に応諾して次条に掲げる連携事項への参画に同意している加盟店において、連携に協力するものであることを甲は確認する。

2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲および乙は、本協定について合意する。

（連携・協力事項等）

第3条 甲および乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) エイジフレンドリーシティの取組の推進に関すること
- (2) 多様性を認める社会の推進に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること
- (5) 市政情報の発信に関すること
- (6) その他、相互に連携、協力することが目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲および乙は必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組みの内容や実施方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲または乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないとき

は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間本協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、本協定の実施にあたり、相手が秘密とした情報を甲または乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。なお、本協定解約後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に関する事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年 1月 27日

甲：宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 中川智子

乙：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 永松文彦